

令和4年度 世田谷区介護サービス事業者等 集団指導

対象：指定夜間対応型訪問介護事業所

世田谷区 高齢福祉部 介護保険課

本資料を確認するにあたっての注意点

- 根拠となる条文等については、対応する条番号のみ掲載しています。内容については、世田谷区ホームページ等からダウンロードの上、確認してください。
- 本資料の記載内容は、根拠となる条文等を一部抜粋しています。また、「チェックポイント」には、特に気を付けていただきたい点や見落としがちな点等を抽出して記載していますが、**記載内容が要件等の全てではありません。事業所を運営するにあたっては、必ず根拠法令や基準等の全文を確認してください。**
- 令和3年度報酬改定の内容については、厚生労働省ホームページ若しくは世田谷区ホームページに掲載している資料（厚生労働省作成）も併せて確認してください。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/001/d00158387.html>
ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護事業者の方へのお知らせ>令和3年度介護報酬改定資料等について
※世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「158387」を入力して検索すると、上記のページが表示されます。
- 本資料で説明している令和3年度報酬改定には、令和6年4月の義務化に向けて経過措置が設けられているものがありますので（令和6年3月までは努力義務）、各事業所は、当該義務化に適切に対応できるよう、関連規定等を確認の上、準備を進めてください。また、改定となったその他の規定や基準等についても、この機会にあらためて確認してください。

基準条例及び関係法令と本資料における略称

基準条例及び関係法令	略称
世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例 (平成25年世田谷区条例第17号) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00015097_d/fil/15097_1.pdf	区条例
世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則 (平成25年世田谷区規則第7号) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00015097_d/fil/15097_2.pdf	区条例施行規則
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)	老計発第0331004号等
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第126号)	告示第126号
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)	老計発第0331005号等
厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (平成27年厚生労働省告示第94号)	告示第94号
厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号)	告示第95号

※区条例及び区条例施行規則の掲載ページは、世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「15097」を入力して検索すると、表示されます。

介護サービス事業者等に対する指導について

■ 指導の目的と方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、省令や条例等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを基本方針としている。

(世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱)

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00134754_d/fil/shidou_youkou.pdf

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護保険事故・苦情の届出、指導・監査に関する情報>世田谷区介護サービス事業者等集団指導について

※世田谷区ホームページの検索窓に「ページ番号」(134754)を入れて検索すると直接ご覧になれます。

■ 実施方法

① 集団指導

世田谷区長が指定権限を有する介護サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

② 運営指導 (令和4年5月1日より「**実地指導**」から改めた。)

介護保険法第23条に基づき、指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

令和3年度報酬改定の概要

目次①

(令和3年度報酬改定の概要 編)

● <u>介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進</u>	6
● <u>オペレーターの配置基準等の緩和</u>	7
● <u>ハラスメント対策の強化</u>	8
● <u>業務継続計画の策定等</u>	9
● <u>感染症の予防及びまん延の防止のための措置</u>	11
● <u>サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保</u>	13
● <u>虐待の防止</u>	14
● <u>会議や多職種連携におけるICTの活用</u>	15
● <u>電磁的記録による記録の保存等</u>	17
● <u>認知症専門ケア加算等の新設</u>	19
● <u>サービス提供体制強化加算の見直し</u>	21
● <u>処遇改善加算の職場環境等要件の見直し</u>	24
● <u>特定処遇改善加算の見直し</u>	25

介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進

■ 改定概要

- サービスの提供に当たって、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの向上に努めなければならないことが義務付けられた。

※PDCAサイクル…サービスの質の向上を図るための、利用者の状態に応じた計画の作成(Plan)、当該計画に基づく実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクルをいう。

■ チェックポイント

- ✓ 「科学的介護情報システム」(LIFE = Long-term care Information system For Evidence) に情報を提出することが望ましいこと。
- ✓ 上記の情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいこと。

根拠条文等

- 区条例 第4条第4項
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(1)
[※当該規定において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外のサービス種類についても同様の取扱いとされている。]

オペレーターの配置基準等の緩和

改定概要

- 地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターについて以下の配置等が可能になった。
- ① **同一敷地内に以下のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは当該施設等の職員をオペレーターとして充てられること。**
 - ・ 指定短期入所生活介護事業所
 - ・ 指定短期入所療養介護事業所
 - ・ 指定特定施設
 - ・ 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - ・ 指定地域密着型特定施設
 - ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - ・ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - ・ 指定介護老人福祉施設
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 指定介護療養型医療施設
 - ・ 介護医療院
- ② **利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスに従事できること。**
- ③ **オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かなくてもよいこと。**

※オペレーター…指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者から通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。

※オペレーションセンターサービス…あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否を判断するサービスをいう。

根拠条文等

- 区条例 第48条第3項、第4項、第6項及び第7項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の(1)の①

ハラスメント対策の強化

■ 改定概要

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』及び『労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律』におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえたハラスメント対策が義務付けられた。

■ チェックポイント

- ✓ 『事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』及び『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』において規定されている措置等を講じているか。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
- ✓ 『介護現場におけるハラスメント対策マニュアル』、『(管理職・職員向け)研修のための手引き』等を参考に、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のための必要な措置を講じているか。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

根拠条文等

- 区条例 第57条第5項
- 老計発第0331004号等 第3の2の4の(6)の⑥ [参照：第3の1の4の(22)の⑥]

業務継続計画の策定等

■ 改定概要

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられた。
※業務継続計画（BCP）…感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護看護（以下「サービス」という。）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画をいう。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和6年3月31日までは努力義務である。

■ チェックポイント

- ✓ 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。
- ✓ 事業所の従業者に対し、業務継続計画を周知しているか。
- ✓ 事業所の従業者に対し、必要な研修を年1回以上開催するとともに、新規採用時に実施しているか。また、研修の実施内容を記録しているか。
- ✓ 事業所の従業者に対し、訓練（シミュレーション）を年1回以上実施しているか。
- ✓ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行っているか。
- ✓ 計画策定にあたっては、東京都福祉保健局が配信しているBCP策定のポイントについての説明動画（指定更新事業者研修会のもの）を参照すること。（**配信期間：令和5年3月31日まで**）
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu/index.html

（次ページへ続く）

業務継続計画の策定等

■ チェックポイント

(前ページの続き)

- ✓ 計画策定にあたっては、厚生労働省の『介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン』及び『介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』を参照すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画 (BusinessContinuityPlan) の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

(令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。)

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

- ✦ **ポイント**
 - ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
 - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- ✦ **主な内容**
 - ・ BCPとは
 - ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは (自然災害BCPとの違い)
 - ・ 介護サービス事業者に求められる役割
 - ・ BCP作成のポイント
 - ・ 新型コロナウイルス感染 (疑い) 者発生時の対応等 (入所系・通所系・訪問系) 等

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

- ✦ **ポイント**
 - ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
 - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- ✦ **主な内容**
 - ・ BCPとは
 - ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
 - ・ 介護サービス事業者に求められる役割
 - ・ BCP作成のポイント
 - ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応 (各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項) 等

根拠条文等

- 区条例 第33条の2 (第60条において準用)、令和3年3月改正附則第3項
- 老計発第0331004号等 第3の2の4の(7) [参照：第3の1の4の(23)]

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

■ 改定概要

- 感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられた。
※感染対策委員会…感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をいう。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和6年3月31日までは努力義務である。

■ チェックポイント

- ✓ 感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催しているか。
- ✓ 専任の感染対策を担当する者を決定しているか。
- ✓ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- ✓ 上記の指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定しているか。
- ✓ 上記の指針の整備にあたっては、『介護現場における感染対策の手引き』を参照しているか。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
- ✓ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修を年1回以上開催しているか。
- ✓ 上記の研修を新規採用時に実施しているか。
- ✓ 上記の研修の実施内容を記録しているか。
- ✓ 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を年1回以上実施しているか。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(前ページの続き)

根拠条文等

- 区条例 第34条第3項（第60条において準用）、令和3年3月改正附則第4項
- 区条例施行規則 第8条の2（第16条において準用）
- 老計発第0331004号等 第3の2の4の(8) [参照：第3の1の4の(24)]

サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

■ 改定概要

- 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることが義務付けられた。

■ チェックポイント

- ✓ 事業所が高齢者向け集合住宅と同一の建物にある場合に、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めているか。

根拠条文等

- 区条例 第58条第2項
- 老計発第0331004号等 第3の2の4の(9)の②

虐待の防止

■ 改定概要

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられた。
※虐待防止検討委員会…虐待の発生・再発を防止するための委員会をいう。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和6年3月31日までは努力義務である。

■ チェックポイント

- ✓ 虐待防止検討委員会を定期的に開催しているか。
- ✓ 上記の開催結果を従業者に周知徹底しているか。
- ✓ 上記の委員会の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしているか。
- ✓ 虐待の防止のための指針を整備しているか。
- ✓ 虐待の防止のための研修を年1回以上開催しているか。
- ✓ 上記の研修を新規採用時に必ず実施しているか。
- ✓ 上記に掲げる各措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いているか。
- ✓ 運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項について規定しているか。

根拠条文等

- 区条例 第4条第3項、第56条、第41条の2（第60条において準用）、令和3年3月改正附則第2項
- 老計発第0331004号等 第3の2の4の(10) [参照：第3の1の4の(31)]

会議や多職種連携におけるICTの活用

改定概要

- 医療・介護の関係者のみで実施する会議等について、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、テレビ電話装置等を活用して実施することができるものとする。
- 利用者の居宅を訪問して実施することが必要とされる場合を除き、利用者等が参加する会議等については、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施することができるものとする。
- 活用例
感染症対策委員会、虐待防止検討委員会、認知症専門ケア加算に係る「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」、サービス提供体制強化加算に係る「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議」等

チェックポイント

- ✓ 利用者等が参加して実施するものについてテレビ電話装置等を活用する場合、利用者等の同意を得ているか。
- ✓ 上記の同意を得たことを記録しているか。
- ✓ ICTの活用にあたっては、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守しているか。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

(次ページへ続く)

会議や多職種連携におけるICTの活用

(前ページの続き)

根拠条文等

(感染対策委員会)

- 区条例 第34条第3項 (第60条において準用)
- 区条例施行規則 第8条の2第1号 (第16条において準用)
- 老計発第0331004号等 第3の2の4の(8) [参照：第3の1の4の(24)]

(認知症専門ケア加算)

- 告示第126号 別表2ハ注
- 告示第94号 第35号の2の2
- 告示第95号 第3号の2
- 老計発第0331005号等 第2の3(10)

(虐待防止検討委員会)

- 区条例 第41条の2第1号 (第60条において準用)
- 老計発第0331004号等 第3の2の4の(10) [参照：第3の1の4の(31)]

(サービス提供体制強化加算)

- 告示第126号 別表2ニ注
- 告示第95号 第50号
- 老計発第0331005号等 第2の2(16)
(第2の3(11)において準用)

電磁的記録による記録の保存等

■ 改定概要

- 区条例において作成、保存等を書面で行うことが規定されている又は想定されているもの（被保険者証に関するものを除く。）について、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、電磁的記録により行うことができるものとする。
 - 活用例
サービスの提供の記録の作成・保存、夜間対応型訪問介護計画の作成・保存、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録の作成・保存 等
- 区条例において交付、説明、同意等を書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法により行うことができるものとする。
 - 活用例
重要事項説明書の交付・説明・同意、夜間対応型訪問介護計画の説明・同意・交付 等

電磁的記録による記録の保存等

(前ページの続き)

■ チェックポイント

- ✓ 電磁的方法による交付等を行う場合は、交付等の相手方の承諾を得ているか。
- ✓ 上記の承諾を得たことを記録しているか。
- ✓ 電磁的記録による書面の作成、保存等を行う場合及び電磁的方法による交付等を行う場合は、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守しているか。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

根拠条文等

- 区条例 第206条
- 老計発第0331004号等 第5

認知症専門ケア加算の新設

改定概要

- 認知症対応力を向上させていく観点から、「認知症専門ケア加算」が新設された。

《新設》

- ◎夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）（基本夜間対応型訪問介護費のみの場合を除く。）を算定している場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位／日
認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位／日
- ◎夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定している場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ） 90単位／月
認知症専門ケア加算（Ⅱ） 120単位／月

※いずれかの加算を算定している場合、併算定は不可

チェックポイント

【認知症専門ケア加算（Ⅰ）の主な要件】

- ✓ 利用者の総数のうち、対象者（日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者）の占める割合が2分の1以上であるか。
- ✓ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を下記のとおり配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施しているか。
 - ・対象者の数が20人未満→1以上
 - ・対象者の数が20人以上→1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ✓ 従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催しているか。

（次ページへ続く）

認知症専門ケア加算の新設

(前ページの続き)

■ チェックポイント

【認知症専門ケア加算（Ⅱ）の主な要件】

- ✓ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合しているか。
- ✓ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施しているか。
- ✓ 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施又は実施を予定しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2ハ注
- 告示第94号 第35号の2の2
- 告示第95号 第3号の2
- 老計発第0331005号等 第2の3(10)

サービス提供体制強化加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）

改定概要

- サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、加算に係る区分・単位数・要件が改められた。

《改正前》

《改正後》

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	⇒	◎夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）（基本夜間対応型訪問介護費のみの場合を除く。）	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ		を算定している場合	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位／回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位／回
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位／回
		◎夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定している場合	
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	154単位／月
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	126単位／月
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	42単位／月

チェックポイント

※（Ⅰ）～（Ⅲ）の併算定は不可

- ✓ 毎年度算定している事業所にあっては、毎年度末に、翌年度算定に向け、算定要件を満たしていることを確認しているか。

サービス提供体制強化加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）

■ チェックポイント

（前ページの続き）

【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）共通の要件】

✓ 下記①～③いずれにも適合すること。

- ①全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定しているか。
- ②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議をおおむね月1回以上開催しているか。
- ③事業所の全ての訪問介護員等に対し、少なくとも1年以内ごとに1回健康診断を実施しているか。

【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）の主な要件】

✓ 下記①②のいずれかに適合すること。

- ①訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上か。
- ②訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上か。

（次ページへ続く）

サービス提供体制強化加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）

■ チェックポイント

（前ページの続き）

【サービス提供体制強化加算（Ⅱ）の主な要件】

- ✓ 下記①②のいずれかに適合すること。
 - ①訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上か。
 - ②訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上か。

【サービス提供体制強化加算（Ⅲ）の主な要件】

- ✓ 下記①～③のいずれかに適合すること。
 - ①訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上か。
 - ②訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上か。
 - ③訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上か。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2ニ注
- 告示第95号 第50号
- 老計発第0331005号等 第2の2(16)（第2の3(11)において準用）

処遇改善加算の職場環境等要件の見直し（要件の変更）

改定概要

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点からの見直しが行われた。

《改定前》

- ①資質の向上
- ②労働環境・処遇の改善
- ③その他



《改定後》

- ①入職促進に向けた取組
- ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ③両立支援・多様な働き方の推進
- ④腰痛を含む心身の健康管理
- ⑤生産性の向上のための業務改善の取組
- ⑥やりがい・働きがいの醸成

※上記①～⑥の全体で1以上の取組を行っていることが要件となった。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2ホ注及びへ注
- 告示第95号 第48号及び第48号の2（第51号及び第51号の2において準用）
- 老計発第0331005号等 第2の2(17)及び(18)（第2の3(12)及び(13)において準用） / 関連通知：令和4年6月21日老発0621第1号

特定処遇改善加算の見直し（要件の変更）

改定概要

- 介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨を維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点からの見直しが行われた。
- 平均の賃金改善額の配分ルールが見直された。

<p>《改定前》賃金改善に必要な見込額の平均</p> <ul style="list-style-type: none"> * 経験・技能のある介護職員が、他の介護職員の2倍以上 * 他の介護職員が、その他の職種の2倍以上 	⇒	<p>《改定後》賃金改善に必要な見込額の平均</p> <ul style="list-style-type: none"> * 経験・技能のある介護職員が、他の介護職員より<u>高い</u> * 他の介護職員が、その他の職種の2倍以上
---	---	---
- 職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組みをより実効性が高いものとする観点からの見直しが行われ、下記①～⑥の区分ごとに1以上の取組みを行っていることが要件となった。
 - ①入職促進に向けた取組
 - ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ③両立支援・多様な働き方の推進
 - ④腰痛を含む心身の健康管理
 - ⑤生産性の向上のための業務改善の取組
 - ⑥やりがい・働きがいの醸成

根拠条文等

- 告示第126号 別表2へ注
- 告示第95号 第48号の2（第51号の2において準用）
- 老計発第0331005号等 第2の2(18)（第2の3(13)において準用） / 関連通知：令和4年6月21日老発0621第1号

運営指導における 主な指摘事項等

※令和4年5月1日より、「**実地指導**」→「**運営指導**」へ改めた。
※根拠条文等は令和3年度報酬改定に伴う改正後のものを記載した。

目次② 運営指導における主な指摘事項等

● 従業員の員数	28
● 夜間対応型訪問介護計画の作成等	30
● 勤務体制の確保等	32
● 秘密保持等	33
● 24時間通報対応加算	34

従業者の員数

■ 運営指導でよくある指摘

- オペレーションセンター従業者のうち、オペレーターが、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて1以上配置されていない。

※オペレーションセンター…あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否を判断するサービス（オペレーションセンターサービス）を行うための従業員を置いている事務所をいう。

■ チェックポイント

- ✓ オペレーションセンターを設置する場合は、オペレーションセンター従業者として、オペレーターをサービス提供する時間帯を通じて1以上確保するために必要な数以上を配置しているか。

※P.7「オペレーターの配置基準等の緩和」を参照

- オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならない。ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーターとの緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあっては、3年以上）従事した者をオペレーターとして充てることができる。この場合、「1年以上（3年以上）従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものであること。

(次ページへ続く)

従業者の員数

■ チェックポイント

(前ページの続き)

- ✓ オペレーションセンターを設置する場合は、オペレーションセンター従業者として、利用者の面接その他の業務を行う面接相談員を1以上確保するために必要な数以上を配置しているか。
- ✓ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等として、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上を配置しているか。
- ✓ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等として、提供時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等を1以上確保するために必要な数を配置しているか。

根拠条文等

- 区条例 第48条第1項及び第2項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の(1)

夜間対応型訪問介護計画の作成等

■ 運営指導でよくある指摘

- 夜間対応型訪問介護計画の作成に当たり、アセスメント※を行っていない。
- 夜間対応型訪問介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で、当該計画を利用者に交付したことが書類等からは確認できない。
- 夜間対応型訪問介護計画の実施状況及び評価を利用者又はその家族に説明していることが事業所に保管する書類等からは確認できない。

※アセスメント… 利用者の状況を把握・分析し、指定夜間対応型訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすることをいう。

■ チェックポイント

- ✓ オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅訪問を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。
- ✓ オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下同じ。）が夜間対応型訪問介護計画を作成しているか。

(次ページへ続く)

夜間対応型訪問介護計画の作成等

■ チェックポイント

(前ページの続き)

- ✓ 夜間対応型訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されているか。
- ✓ 夜間対応型訪問介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿っているか。
- ✓ オペレーションセンター従業者は、利用者又は家族に夜間対応型訪問介護計画について説明をし、利用者の同意を得て、利用者に交付しているか。
- ✓ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の実施状況及び評価について、利用者又は家族に対し説明を行っているか。また、説明を行ったことが確認できるような措置を講じているか。

根拠条文等

- 区条例 第15条（第60条において準用）、第53条第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項
- 老計発第0331004号等 第3の2の4の(2)の①、②、③、④及び⑤

勤務体制の確保

■ 運営指導でよくある指摘

- 従業者の勤務体制を定めた書類が未作成の期間が認められた。

■ チェックポイント

- ✓ 利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、当該事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成しているか。
- ✓ オペレーター及び訪問介護員等について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表であるか。

根拠条文等

- 区条例 第57条第1項
- 老計発第0331004号等 第3の2の4の(6)の①

秘密保持等

■ 運営指導でよくある指摘

- 従業者でなくなった後においても秘密の保持をする旨の誓約書をとる等、従業者の秘密保持について必要な措置を講じていない。
- 利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない。

■ チェックポイント

- ✓ 事業所の従業者が、従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決める等の措置を講じているか。
- ✓ サービス担当者会議※等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

※サービス担当者会議…介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。

根拠条文等

- 区条例 第36条第2項及び第3項（第60条において準用）
- 計発第0331004号等 第3の1の4の(26)の②及び③（第3の2の4の(12)において準用）

24時間通報対応加算

■ チェックポイント

- ✓ 日中※にオペレーションセンターサービス※を行うために必要な人員を確保しているか。
- ✓ 日中においてもオペレーションセンターサービスの利用を希望している利用者か。利用を希望している利用者であることが確認できるような措置を講じているか。
- ✓ 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合、連携体制をとっている訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて訪問介護が実施されているか。
- ✓ 利用者は、上記の連携体制をとっている訪問介護事業所（複数の訪問介護事業所と連携体制をとっている場合は、その全ての訪問介護事業所）と事前にサービスの利用に係る契約を締結しているか。
- ✓ 利用者の日中の居宅サービスの利用状況等を把握しているか。
- ✓ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っているか。

※日中… 8時から18時までを含む、当該事業所の営業時間以外の時間帯をいう。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2注2
- 告示第95号 第49号
- 老計発第0331005号等 第2の3(9)

- 本資料に掲載している内容は、「令和3年度報酬改定の概要」及び「運営指導における主な指摘事項等」とともに全体のうちの一部です。掲載していない項目についても、必ず要件等を確認してください。また、掲載している項目についても、チェックポイントだけでなく、要件等の全体を確認してください。
- 今後、新たにQ&Aや通知が発出された際、又は報酬改定の際には、取扱いが変更となる場合があります。
- 本資料は、世田谷区ホームページに掲載しております。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00134754.html>

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護保険事故・苦情の届出、指導・監査に関する情報>世田谷区介護サービス事業者等集団指導について

※世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「134754」を入力して検索すると、上記のページが表示されます。

- 地域密着型サービス事業者に関する世田谷区への申請・届出の様式類や区が発出している通知については、下記の世田谷区ホームページでご確認ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00015036.html>

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>地域密着型サービスに関する情報>地域密着型サービス事業者の指定・更新・変更等

※世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「15036」を入力して検索すると、上記のページが表示されます。

※本資料の掲載情報は、令和4年12月15日時点のものです。